



2017年4月4日

各 位

会 社 名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎
(コード：3853 東証マザーズ)

問合せ先 執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長 齊藤裕久
(TEL 03-5718-1250)

英国 This Place Limited 社の株式の取得（子会社化） 及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2017年4月4日開催の取締役会において、企業のウェブやアプリケーション等のデザインを作成するデジタル・デザインのサービスを提供している This Place Limited（本社：英国ロンドン、CEO:Dusan Hamlin、以下、「This Place 社」といいます。）の持分を100%取得し、子会社化（以下、「本件買収」といいます。）すること、また、本件買収対価の一部とするために、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I This Place 社の株式の取得について

1. 株式の取得の理由

当社は、国内初のXML（注1）専門ソフトウェア開発会社として設立され、創業以来一貫して「つなぐ」のコンセプトを掲げ、企業内の異なるコンピュータ間のデータをノンプログラミング（注2）で連携可能にするデータ連携ミドルウェア「ASTERIA」、企業が保有するデータのタブレット端末での閲覧を可能にするモバイルコンテンツ管理ソフトウェア「Handbook」をはじめ、複数のソフトウェアを開発してまいりました。

現在、クラウドコンピューティング（注3）の普及によって、企業情報システムは大きく様変わりしようとしています。まず、従来は企業のIT資産であった「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「データ」のうち、「ハードウェア」と「ソフトウェア」はいつでもサービスを提供する企業より借りて利用できるようになり、「データ」のみが企業情報システムの資産となります。また、企業情報システムで使うソフトウェアの決定権は情報システム部門

から、ユーザである現場部門の意見が優先されることにより現場部門へシフトします。このようなシフトは、企業組織の再構成と分散化の引き金となり、より一層データ処理とインターネットに繋がる機器（Internet of Things = IoT）（注4）の重要性が高まります。

このようなソフトウェアの導入の決定権はよりユーザである現場部門の意見が優先されることになり、より今後のソフトウェア製品が選択される基準は機能性のみでなく、よりデザイン性の割合が増すと当社は考えています。デザイン性が高く、直感的に使い方の分かるソフトウェアが今後日本のみならず世界で選ばれる為の必須条件となると考えております。そのように考える中で、当社は過去、This Place 社にソフトウェアのデザイン業務を委託しておりましたが、その委託取引を通じて、同社のデザインの質に信頼が置けること、かつ当社の理念とビジネスに理解を示していると判断したことから、同社に協業を提案してまいりました。その後協議を重ねた結果、This Place 社を買収することといたしました。

This Place 社は、2011年10月に Mylo Design Limited として設立され 2013年2月に This Place 社と現在の商号に改名された英国ロンドンの企業です。現 CEO の Dusan Hamlin 氏をはじめとする優れた経営陣とデザイナー、コンサルタントが、大手企業の顧客を中心に競業他者のウェブデザインの分析や、デザイン作成のフレームワーク構築等のコンサルティングから Web やアプリケーションのデザインを提供しております。2016年1月には米国シアトルに子会社を設立し、大手キャリアをクライアントとし、デザイン作成サービスを提供しており、前年までのロンドンでの売り上げ増加に加え、米国での売り上げ、利益が大きく増加しております。

当社は、成長・変化の激しいソフトウェア業界においてさらなる競争優位性を確保すべく、海外展開及び事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいりました。海外展開に関する取り組みとしましては、現在までに、営業及び開発に従事することを目的として、米国（カリフォルニア州）、中国（上海・杭州）、香港及びシンガポールの計5拠点に在外子会社を設立しております。本案件により、英国（ロンドン）と米国（シアトル）に拠点を追加し、製品開発の協業のみではなく、米国、英国を中心とした海外で製品を販売する体制を強化いたします。

（注）1. XML

eXtensible Markup Language の略。データにタグ付けをすることで、データ自身に意味付けを記述でき、コンピュータと人間の双方がその内容を理解することができる。特定の OS、アプリケーション、ベンダーなどに非依存であることが特徴。現在では企業間電子商取引からブログまで広く普及している。

2. ノンプログラミング

コンピュータが処理できるコードを記述(プログラミング)することなく、システム開発で行われる設計と同様のフローを作成することで動作可能な処理が可能となり、構築期間を大幅に短縮できる開発手法

3. クラウドコンピューティング

クラウド上に構築されたシステムを使い、プロフェッショナル個人と企業を必要に応じて繋ぐ仕組みを指します。

4. IoT

Internet of Things の略で、あらゆる「モノ」がインターネットに接続される仕組みを指します。

2. 本件買収の対価

本件買収に係る対価は、CEOのDusan Hamlin氏ほかThis Place社のすべての株主合計8名（うち7名は同社の役職員、残り1名は投資家株主。以下、「本売主」といいます。）に対して、①本件のクロージング時に7百万英ポンド（総額9億7千6百50万円）（注1）相当の現金及び当社普通株式（内訳：現金6百万英ポンド（8億3千7百万円）、当社普通株式1百万英ポンド（1億3千9百50万円）相当。以下、「クロージング対価」といいます。このうち当社普通株式対価部分につきましては、「Ⅱ. 第三者割当増資による自己株式の処分について」をご参照ください。）、並びに②クロージング後5年間にわたり、1年ごとにThis Place社の各年のEBIT（注2）の実績に応じて算出される、現金及び当社株式（以下、「アーンアウト対価」といいます。）によって本売主のThis Place社の持分比率に応じて支払われます。

上記の①クロージング対価及び②アーンアウト対価は、本売主に対して次のとおり交付される予定です。

本件買収が実行される日（2017年4月20日の予定です。以下、「クロージング日」といいます。）においては、まずクロージング対価のみが本売主に対して交付されます。

次に、アーンアウト対価も、クロージング対価と同じく本件買収の対価を構成するものとして、本売主に追加的に支払われる対価であり、クロージング日から2022年3月31日までの期間において、4月から翌年3月までの各事業年度に係るThis Place社のEBITの実績に応じて、毎事業年度、追加の当社普通株式及び現金を交付することがあります。具体的には、This Place社のEBIT実績が表1-1記載の目標値（ご参考として、英ポンド・日本円の為替レートを便宜上1英ポンド=139.5円と仮定した表1-1の円換算値として、表1-2をあわせてご参照ください。）を達成した場合には、当社は、This Place社株主に対して、達成度合いに応じた金額（同表のアーンアウト固定金額及びアーンアウト追加分の合計）の金銭債権を付与します。このアーンアウト対価に係る金銭債権のうち、50%相当額については現金で支払い、残りの50%相当額については本売主から当該アーンアウト対

価に係る金銭債権の現物出資を受けることにより、当社普通株式を自己株式処分又は新株発行により交付します。アーンアウト対価のうち当社普通株式部分に係る1株あたりの処分価額又は発行価額は、This Place社のEBIT実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値とし、割当数量又は処分数量は、アーンアウト対価の50%相当額（英ポンド）を取締役会で決議した日の前日の為替レートで円換算額を算出し、当該処分価額又は発行価額で除した数（端数は現金により交付）となります。アーンアウト対価が支払われる場合には、当社普通株式の交付につき、当社は、当社が現在保有する自己株式の処分又は新株発行に関して、金融商品取引法取引法に基づく有価証券届出書の届出その他の法令上必要とされる手続を行うとともに、東京証券取引所規則に基づき必要とされる開示を行います。

以上に対して、EBITの実績が表1-1記載の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生しないこととなります。

このように、本件買収対価の総額を本件買収の実行時点で一括して支払うのではなく、一部をアーンアウト対価とし、This Place社が達成したEBITの実績に応じて支払うことにより、本件買収に伴い当社が相当でない対価を支払うリスクを軽減するとともに、アーンアウト対価の支払いを受ける本売主に対するThis Place社の業績向上へのインセンティブ効果が得られることとなります。

また、本売主の殆どがThis Place社の役職員として、経営及び運営における重要な役割を担っていることから、当社と本売主との間の契約において、クロージング対価及びアーンアウト対価として交付される当社普通株式の50%は取得した日から3年間は売却ができないロックアップ条項を設けております。これにより、長期的にThis Place社及び当社グループのグローバルな業績の拡大に寄与する効果が得られることとなります。

なお、①クロージング対価のうち、当社普通株式部分については、自己株式の処分により充当する予定であります（Ⅱ. 「第三者割当増資による自己株式の処分について」をご参照ください。）。また、上記②アーンアウト対価のうち、当社普通株式部分については、当社が現在保有する自己株式の処分により交付することを優先し、This Place社のEBIT実績によりかかる自己株式が不足する場合は新株を発行することにより交付する予定であります。

上記の本件買収対価を決定するに際しては、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザーである株式会社東京アドバイザーグループ（所在地：東京都、代表者名：今村創造）（以下、「東京アドバイザーグループ」といいます。）によるアーンアウト対価の変動も考慮した2017年3月3日付株式価値算定書において、成長しているIT関連ベンチャー企業の評価法として欧米では一般的な手法であり実際の取引でのバリュエーションを反映している類似買収事例比較法の算定結果（30.4百万英ポンド（42億4千80万円））（注3）を

参考にしつつ、当社が実施したデューディリジェンスの結果を考慮したThis Place社の将来の各期における業績予測に基づくディスカунテッドキャッシュフロー法により株式価値(7百万英ポンド(9億7千6百50百万円)～13百万英ポンド(約18億1千3百50万円))を算定しました。この算定結果を基準に本売主と協議、交渉し、最終的に決定したものです。本株式価値算定に使用したThis Place社の業績予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、この業績予測を達成した場合の想定買収総額(各年に支払われるアーンアウト対価とクロージング対価の合計)は14.8百万英ポンド(20億6千4百60万円)になります。この想定買収総額は上述の株式価値算定結果(7百万英ポンド(9億7千6百50百万円)～13百万英ポンド(18億1千3百50万円))を超えていますが、これは株式価値算定は将来のキャッシュフローの現在価値の合計であり、想定買収総額は各年に支払われるアーンアウト対価とクロージング対価の単純合計であるためです。

なお、東京アドバイザリーグループは、本件買収に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (注) 1. 上記円換算値は便宜上2017年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円で換算した参考値であり、実際には2017年4月3日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。
2. EBITとは、利払い・税引き前利益のことです。
3. 円換算値は便宜上2017年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円と仮定した参考値です。

表1-1：EBIT目標値とアーンアウト対価の対照表（英ポンド）

<u>EBIT 目標値 (英ポンド)</u>	<u>アーンアウト固定金額 (英ポンド)</u>	<u>アーンアウト追加分 (英ポンド)</u>
1, 000, 000 未満	0. 00	無し
1, 000, 000 - 1, 249, 999	750, 000. 00	無し
1, 250, 000 - 1, 499, 999	1, 000, 000. 00	無し
1, 500, 000 - 1, 749, 999	1, 250, 000. 00	無し
1, 750, 000 - 1, 999, 999	1, 500, 000. 00	無し
2, 000, 000 - 2, 999, 999	1, 750, 000. 00	$(\text{EBIT} - 2, 000, 000) \times 0. 80$
3, 000, 000 - 3, 999, 999	2, 550, 000. 00	$(\text{EBIT} - 3, 000, 000) \times 0. 75$
4, 000, 000 - 4, 999, 999	3, 300, 000. 00	$(\text{EBIT} - 4, 000, 000) \times 0. 70$
5, 000, 000 - 5, 999, 999	4, 000, 000. 00	$(\text{EBIT} - 5, 000, 000) \times 0. 65$
6, 000, 000 - 6, 999, 999	4, 650, 000. 00	$(\text{EBIT} - 6, 000, 000) \times 0. 60$
7, 000, 000 - 7, 999, 999	5, 250, 000. 00	$(\text{EBIT} - 7, 000, 000) \times 0. 55$
8, 000, 000 以上	5, 800, 000. 00	$(\text{EBIT} - 8, 000, 000) \times 0. 50$

(注) 1. 1, 000, 000英ポンドを超えるEBIT目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきましては、本売主がクロージング後も継続してThis Place社を含む当社グループに雇用されていることを条件しております。

2. 最近3年間のThis Place社のEBIT実績につきましては、「3. 異動する子会社 (This Place社) の概要 ⑨当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態」をご参照ください。

表1-2：【ご参考】EBIT目標値とアーンアウト対価の対照表（日本円）

<u>EBIT 目標値（日本円）</u>	<u>アーンアウト固定金額 （日本円）</u>	<u>アーンアウト追加分（日本円）</u>
139,500,000 未満	0	無し
139,500,000 - 174,374,861	104,625,000	無し
174,375,000 - 209,249,861	139,500,000	無し
209,250,000 - 244,124,861	174,375,000	無し
244,125,000 - 278,999,861	209,250,000	無し
279,000,000 - 418,499,861	244,125,000	$(\text{EBIT} - 279,000,000) \times 0.80$
418,500,000 - 557,999,861	355,725,000	$(\text{EBIT} - 418,500,000) \times 0.75$
558,000,000 - 697,499,861	460,350,000	$(\text{EBIT} - 558,000,000) \times 0.70$
697,500,000 - 836,999,861	558,000,000	$(\text{EBIT} - 697,500,000) \times 0.65$
837,000,000 - 976,499,861	648,675,000	$(\text{EBIT} - 837,000,000) \times 0.60$
976,500,000 - 11,115,999,861	732,375,000	$(\text{EBIT} - 976,500,000) \times 0.55$
1,116,000,000 以上	809,100,000	$(\text{EBIT} - 1,116,000,000) \times 0.50$

(注) 1. 139,500,000円を超えるEBIT目標値に対応するアーンアウト価額の付与につきまはては、本売主がクロージング後も継続してThis Place社を含む当社グループに

雇用されていることを条件しております。

2. 最近3年間の This Place 社の EBIT 実績につきましては、「3. 異動する子会社 (This Place 社) の概要 ⑨当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態」をご参照ください。

3. 上記の円換算値は便宜上 2017 年 3 月 31 日時点の為替レート 1 英ポンド = 139.5 円と仮定した参考値であり、実際にはアーアウト対価交付決定日前日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

3. 異動する子会社 (This Place 社) の概要

① 名 称	This Place Limited		
② 所 在 地	152-154 Curtain Road London EC2A 3AT United Kingdom		
③ 代表者の役職・氏名	CEO, Dusan Hamlin		
④ 事 業 内 容	デザイン戦略のコンサルティング、デジタル・デザインの開発		
⑤ 資 本 金	3 英ポンド (419 円) (2017 年 4 月 3 日末時点)		
⑥ 設 立 年 月 日	2011 年 10 月 5 日		
⑦ 大株主及び持株比率	1. Dusan Hamlin (82.40%) 2. Benjamin Aldred (4.48%) 3. Christoph Burgdorfer (3.11%) 4. Andrew McGinn (4.04%) 5. Chloe Kirton (2.69%) 6. Genevieve Priebe (1.49%) 7. Russell Buckley (0.90%) 8. Matthew Groves (0.90%) (2017 年 4 月 3 日現在)		
⑧ 当事会社間の関係	資 本 関 係	該当なし	
	人 的 関 係	該当なし	
	取 引 関 係	2015 年度 (2015 年 4 月から 2016 年 3 月の会計期間) に当社よりソフトウェア製品のデザイン開発を依頼しております。	
⑨ 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決算期	2014 年 12 月期 (注 1) (注 2)	2015 年 12 月期 (注 1) (注 2)	2016 年 12 月期 (注 2)
連 結 純 資 産	686 (96 百万円)	1,463 (204 百万円)	2,549 (356 百万円)
連 結 総 資 産	1,163 (162 百万円)	1,900 (265 百万円)	4,295 (599 百万円)
1 株当たり連結純資			

産			
連結営業収益	1,356(189百万円)	2,003(279百万円)	4,842(675百万円)
EBIT (連結利払・税引前利益)	656(92百万円)	953(133百万円)	2,271(317百万円)
連結当期純損益	562(78百万円)	840(117百万円)	1,809(252百万円)
1株当たり連結 当期純利益			-
1株当たり配当金			-

(単位：千英ポンド。特記しているものを除く)

- (注) 1. 2016年に米国子会社が設立されたため、2014年12月期、2015年12月期は単体の数値です。
2. 英国会計基準に準拠して作成しており、数値は未監査です。
3. カッコ () 内の数値は日本円で、2017年3月31日時点の為替レート1英ポンド=139.5円で計算しております。以下同様です。
4. 一株当たり連結純資産、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金は、This Place社では過年度5種の種類株式を発行しており、これらの数値の算定が困難であるため、記載を省略しております。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (決議権の数：0個) (所有割合：0.0%)
(2) 取得株式数	A種株式：27,900株 B種株式：5,596株 合計33,496株 (議決権の数：33,496個) (取得価額：7百万英ポンド)(9億7千6百50万円)
(3) 異動後の所有株式数	33,496株 (議決権の数：33,496個) (所有割合：100.0%)
(4) 取得価額の内訳	当社は、本件買収の実行(クロージング)時点で合計7百万英ポンド(9億7千6百50万円)相当(その内訳は、現金6百万英ポンド(8億3千7百万円)、当社普通株式(自己株式)1百万英ポンド(1億3千9百50万円))を交付する予定です。また、アーンアウト対価として、This Place社の業績達成度合いに応じて、50%を現金、50%を当社普通株式(内株式の50%を3年間の譲渡制限付き)で2022年7月までの5年間に渡り交付することがあります。

5. 日程

(1) 取締役会決議	2017年4月4日
(2) 本件買収にかかる 契約締結日	2017年4月4日
(3) 本件買収の実行 (クロージング)	2017年4月20日 (予定)

6. 今後の見通し

本件買収の結果、This Place 社は当社の連結子会社となります。これによる当社の連結業績への影響は現在精査中であり、開示すべき事由が生じた場合にはお知らせいたします。

II 第三者割当増資による自己株式の処分について

1. 処分要領

(1) 処分期日	2017年4月20日
(2) 処分株式数	普通株式 185,278株
(3) 処分価額	1株につき 754円
(4) 調達資金の額	139.7百万円(2017年4月3日の為替レート1英ポンド=139.7円にて換算)金銭以外の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の目的となる財産は、上記「I This Place 社の株式の取得について 1. 本件買収の理由」に記載の通り、本売主が保有する This Place 社株式のうち、1百万英ポンド(1億3千9百70万円)に相当する部分(合計185,278株)となります。なお、この現物出資による第三者割当は、This Place 社株式の取得対価の一部として行うものであつて、資金調達を目的としたものではありません。This Place 社の概要については、「I. This Place 社の株式取得 1. 株式の取得の理由」を参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (処分予定先) (注)	第三者割当の方法により、以下のとおり合計185,278株を割り当てます。 ① Dusan Hamlin 14,060株 ② Benjamin Aldred 43,559株 ③ Christoph Burgdorfer 30,288株 ④ Andrew McGinn 39,291株 ⑤ Chloe Kirton 26,136株 ⑥ Genevieve Priebe 14,520株 ⑦ Russell Buckley 8,712株 ⑧ Matthew Groves 8,712株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件といたします。

(注) 当社株式の割当数は、本売主の間で合意された株式数を割当てております。本件買収の対価である現金、当社株式割当数の合計額は本売主の This Place 社株式の保有株式数に比例します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本件買収に際しての本売主との協議・交渉の過程において、本件買収の対価の一部として、当社普通株式を受領したいとする本売主の意向を踏まえ、当社普通株式及び新株予約権を対価とした場合の希薄化の程度、現金のみを対価とした場合の財務上の影響、本件買収実行後も引き続き This Place 社の経営に関与することが予定されている本売主の業績向上へのインセンティブ効果その他本件買収の最適な仕組みを検討した結果、同社の株主に対しては現金に加えて、当社普通株式を交付することとしました。

本件買収対価の内訳は、「I This Place 社の買収について 5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況 (4) 取得価額の内訳」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

処分価額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
139,500,000	3,500,000	-

発行諸費用の概算額は、弁護士費用です。なお、処分価額の総額は便宜上 2017 年 3 月 31 日時点の為替レート 1 英ポンド=139.5 円で換算した参考値であり、実際には 2017 年 4 月 3 日の英ポンド・日本円為替レートにより英ポンドから円に換算されるものとします。

上記「I This Place 社の買収について 1. 株式の取得の理由」に記載の通り、本自己株式処分は、本件買収の対価の一部として、本売主が保有する This Place 社株式を現物出資の目的財産として自己株式の処分を行うものであって、資金調達を目的としたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記のとおり、本自己株式処分は、資金調達を目的としたものではなく、現物出資により This Place 社株式を現物出資の目的財産として行うものです。This Place 社の事業は、上記のとおり、デザイン戦略のコンサルティング及びデジタル・デザインの開発であり、その主要な財産は、現預金、売掛金等です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記のとおり、本自己株式処分は、資金調達を目的としたものではありません。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前取引日である 2017 年 4 月 3 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 754 円といたしました。

本自己株式処分に係る処分価額は、取締役会決議日の直前のマーケットプライスに基づくことが合理的であると判断したこと、日本証券業協会の定める「第三者割当増資に関する指針」に沿ったものであること、また、直近取引日までの 1 ヶ月間の終値平均 772 円との乖離△2.3%、当該直近取引日までの 3 ヶ月間の終値平均 801 円との乖離△5.9%、当該直近取引日までの 6 ヶ月間の終値平均 806 円との乖離△6.5%となっており、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月遡った期間の終値の単純平均値のいずれとの比較においても 10%未満のディスカウント率となることから、特に有利なものとは言えず、合理的であると判断しております。

これを踏まえ、2017 年 4 月 4 日に開催された取締役会に出席した監査役 4 名（内 3 名は社外監査役）は、上記処分価額につきましては、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

なお、I. 「This Place 社の株式の取得について 2. 本件買収の対価」にて前述のとおり、アーンアウト対価のうち、当社普通株式に係る 1 株あたりの処分価額又は発行価額も、クロージング対価の一部としての本自己株式処分と同様に、This Place 社の EBIT 実績が目標値を達成したことが判定され、当社取締役会がアーンアウト対価を交付することを取締役会で決議した日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としており、これについても合理的であると判断しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「II 第三者割当増資による自己株式の処分について 2. 処分の目的及び理由」に記載したとおり、本件買収の対価の一部として当社普通株式を交付するため、クロージング日に当社普通株式として交付する部分に相当する対価の総額 1 百万英ポンドの円貨換算額(1 億 3 千 9 百 70 万円)を、本件買収に係る契約締結日の前日における当社普通株式の東京証券取引所の終値 754 円で除した数を、当社普通株式の割当数といたしました。その結果、本自己株式処分により処分される自己株式は 185,278 株となり、2017 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 15,403,165 株、自己株式数 554,219 株に対して、議決権ベースで 1.25%の株式の希薄化が生じることとなります。

また、「I. This Place 社の株式の取得について 2. 「本件買収の対価」にて前述のとおり、アーンアウト対価のうち、当社普通株式に係る部分についても、2022 年 3 月に終

了する事業年度までの各事業年度で、This Place社のEBITが一定の目標を達成した場合には、目標達成度合いに応じたアーンアウト対価の50%相当額の当社普通株が交付されることになるため、その分の株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、これら第三者割当を伴う本件買収は、上記「I This Place社の買収について 1. 本件買収の理由」に記載のとおり、世界市場で受け入れられる製品の開発、販売の拡大、またThis Place社の収益性の当社グループへの貢献から、中長期的な視点からは当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。かかる観点から、クロージング対価の一部としての本自己株式処分による株式の希薄化の規模は合理的であり、かつ、流通市場への影響は軽微であると判断しております。また、アーンアウト対価のうち当社普通株式に係る部分につきましても、This Place社が所定の業績目標を達成し、その結果当社グループの業績も向上して初めて一定の株式の希薄化が生じること、前記表1-1記載の達成EBITに応じたアーンアウト対価の金額自体も合理的といえることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、上記の本件買収対価総額を決定するに際しては、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザーである東京アドバイザリーグループから株式価値算定書を取得しておりますが、その内容については、上記「I This Place社の買収について 2. 本件買収の対価」をご参照ください。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① Dusan Hamlin

(1) 氏名	Dusan Hamlin
(2) 住所	Hazelwood Close, Cambridge, CB4 3SW, UK
(3) 職業の内容	This Place 社 CEO
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：14,060 株

② Benjamin Aldred

(1) 氏名	Benjamin Aldred
(2) 住所	Peterborough Road, London, SW6 3EF, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との関係	該当なし

の間の関係	
-------	--

割当株式数：43,559 株

③ Christoph Burgdorfer

(1) 氏名	Christoph Burgdorfer
(2) 住所	39 Dibden Street, London, N1 8RH, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：30,288 株

④ Andrew McGinn

(1) 氏名	Andrew McGinn
(2) 住所	Gayville Road, London, SW11 6JP, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：39,291 株

⑤ Chloe Kirton

(1) 氏名	Chloe Kirton
(2) 住所	Sturgeons Way, Hitchin SG4 0BN, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：26,136 株

⑥ Genevieve Priebe

(1) 氏名	Genevieve Priebe
(2) 住所	26th Avenue, Seattle, WA 98122, USA
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：14,520 株

⑦ Russell Buckley

(1) 氏名	Russell Buckley
(2) 住所	Graces Mews, London SE5 8JF, UK
(3) 職業の内容	Kindred Capital VC パートナー
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：8,712 株

⑧ Matthew Groves

(1) 氏名	Matthew Groves
(2) 住所	Island House, Three Mill Lane, London, E3 3AF, UK
(3) 職業の内容	This Place 社従業員
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	該当なし

割当株式数：8,712 株

割当予定先との面談により割当予定先が反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、割当予定先から反社会的勢力と一切関係がない旨の誓約書を受領しております。また当社においても、海外の反社会的勢力の個人も検索可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リスト検索を実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分予定先を選定した理由

本自己株式処分は、本件買収の対価を交付するため、本件買収の一環として行うものですので、処分予定先はいずれも本売主となります。本売主のうち Russell Buckley 氏を除く 7 名は This Place 社の役職員であることから、当社普通株式を保有してもらうことで、本件買収の実行後も引き続き同社の業績向上を図ることを通じて、当社グループの企業価値向上が期待できることから、処分予定先として適切と考えております。また、本売主のうち Russell Buckley 氏は This Place 社の役職員ではなく、純投資を目的とした株主ですが、本自己株式処分後も当社普通株式の保有を通じて、引き続き This Place 社への投資を中長期的な観点をもって継続していきたいとの意向を表明していることから、処分予定先として適切と考えております。

(3) 処分予定先の保有方針

「I. This Place 社の株式の取得について 2. 「本件買収の対価」にて前述のとおり、本売主は、当社との契約上、本件買収の対価として交付される当社普通株式の 50% について取得した日から 3 年間は売却しないことを誓約しております（ロックアップ条項）。本売主が保有するそれ以外の当社普通株式についてはその保有方針について特段の取り決めをしておりますが、本売主のうち This Place 社の役職員である 7 名は、一定額以上のアーンアウト対価の交付を受けるためには This Place 社を含む当社グループへの継続勤務が条件となっていることから、This Place 社の業績向上については当社グループの企業価値向上へのインセンティブとなります。また、This Place 社の役職員でない Russell Buckley 氏も含め、本売主全員は中長期的な視点で保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、将来的に売却する場合でも、当社株価に悪影響が及ぶことのないように、本売主は、当社との契約上、東京証券取引所における当社株式前日出来高の 10% を超える当社株式を 1 日で売却は行わないことを誓約しております。また、当社は、処分予定先から、処分予定先が払込期日から 2 年以内に当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先である本売主は、現物出資の方法により本自己株式処分を受けることから、金銭の払込みは行いません。当社は、This Place 社に対するデュー・ディリジェンスにおける同社株主名簿等の確認を通じて、本売主が、現物出資の目的となる This Place 社株式を保有していることを確認しています。

なお、現物出資の対象となる財産（以下、「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第 207 条第 1 項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております（同条第 9 項第 1 号）。本売主の This Place 社株式の現物出資により割り当てる株式の総数は 185,278 株であり、当社発行済株式総数 15,403,165 株の 10 分の 1 を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前		処分後	
平野 洋一郎	13.24%	平野 洋一郎	13.24%
北原 淑行	6.21%	北原 淑行	6.21%
パナソニックインフォメーションシステム部株式会社	3.57%	パナソニックインフォメーションシステム部株式会社	3.57%
株式会社ミロク情報サービス	3.42%	株式会社ミロク情報サービス	3.42%
株式会社 SBI 証券	2.12%	株式会社 SBI 証券	2.12%
日本証券金融株式会社	1.73%	日本証券金融株式会社	1.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.59%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.59%
古谷 和雄	1.55%	古谷 和雄	1.55%
中村 智史	0.81%	中村 智史	0.81%
坂上 正	0.77%	坂上 正	0.77%

- (注) 1. 上記の持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式554,219株を保有しております。
3. 2016年9月30日現在の株主名簿を基準としております。
4. 募集後の持分比率は、本件のクロージング時の割当株式数で記載しております。
- なお、アーンアウトにより得られる株式数の増加については勘案しておりません。アーンアウトについては、上記「I This Place社の買収について 2. 本件買収の対価」をご参照ください。

8. 今後の見通し

自己株式処分による、当期以降の当社業績への影響はありません。なお、本件買収による当社の連結業績への影響につきましては、「I This Place社の株式の取得について 6. 今後の見通し」をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による自己株式の処分は、希薄化率が25%以下であり、かつ支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見の入手及び株主の意思確認は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) — 日本基準

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
連結売上高	1,487百万円	1,451百万円	1,592百万円
連結営業利益	206百万円	70百万円	312百万円
連結経常利益	187百万円	35百万円	283百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	70百万円	△75百万円	68百万円
1株当たり連結当期純利益	6.50円	△5.15円	4.63円
1株当たり配当金	3.00円	3.00円	3.10円
1株当たり連結純資産	178.78円	181.13円	184.15円

(2) 最近3年間の業績(連結) — 国際会計基準(IFRS)

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
売上収益	—	1,441百万円	1,588百万円
営業利益	—	130百万円	272百万円
税引前当期利益	—	114百万円	254百万円
当期利益	—	△14百万円	130百万円
1株当たり当期利益	—	△1.00円	8.79円
1株当たり配当金	—	3.00円	3.10円
1株当たり純資産	—	176.77円	177.88円

(注) 1. 当社は、2016年3月期から従来の日本基準に替えて国際会計基準(IFRS)を適用しております。

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2017年4月4日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,403,165株	100%
潜在株式数	—	—

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
始値	157円	250円	255円
高値	482円	364円	1,640円
安値	145円	164円	185円

終 値	242 円	253 円	1,270 円
-----	-------	-------	---------

② 最近6ヵ月間の状況

	2016年 10月	2016年 11月	2016年 12月	2017年 1月	2017年 2月	2017年 3月
始 値	884 円	860 円	792 円	777 円	852 円	799 円
高 値	939 円	861 円	802 円	920 円	887 円	807 円
安 値	826 円	700 円	724 円	771 円	782 円	748 円
終 値	870 円	792 円	772 円	860 円	801 円	765 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	2017年4月3日
始 値	767 円
高 値	769 円
安 値	754 円
終 値	754 円

(5) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による
第13回新株予約権の発行

割 当 日	2014年2月26日
発行新株予約権数	10,822,916 個
発行 価 額	新株予約権1個につき200円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,164,583,200 円 (差引手取概算額 : 2,050,000,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 0 円 新株予約権行使分 2,164,583,200 円
割 当 先	2014年2月25日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
発行時における 発行済株式数	11,377,000 株
発行時における 潜在株式数	10,822,916 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 4,026,165 株 なお、当社第13回新株予約権の権利行使期間は2014年4月25日をもって終了し、行使されなかった新株予約権は全て失権（消滅）したため、現時点における潜在株式数は0株です。

現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	857,263,860 円 (差引手取概算額 : 805,233,000 円)
発行時における 当初の資金使途	上記差引手取概算額については、①海外への事業展開、及び、②企業買収 及び事業・企業投資に充当する予定です。
発行時における 支出予定時期	2014年4月から2017年3月まで
現時点における 充 当 状 況	これまでに、359百万円を海外への事業展開及び事業・企業投資に係る事業 資金に充当しております。未充当の額は、446百万円となります。新製品販 売の遅延や海外子会社の事業環境整備に時間を要したことから未充当とな っている金額につきましては、当初の資金使途に変更はなく、①海外への 事業展開、②企業買収及び事業・企業投資へ充当する予定であります。が、 支出予定時期を2年間延長し2019年3月までを予定いたします。また、具 体的な資金使途につきましては、今年度、海外での発売が予定されていま す3つの新製品のリリースに伴う、現地マーケティング活動等の販売・販 売促進の費用と、今後発生が予測されます企業買収及び事業・企業投資に 充当することを計画しております。

② UBS AG London Branch を割当予定先とする第三者割当による第14回・第15回新株予
約権(行使価額固定型)及び第16回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

割 当 日	2016年9月5日
発行新株予約権数	総計 25,182 個 第14回新株予約権 15,000 個 第15回新株予約権 5,770 個 第16回新株予約権 4,412 個
発 行 価 額	総額 11,678,124 円 第14回新株予約権 1個当たり 476 円 第15回新株予約権 1個当たり 460 円 第16回新株予約権 1個当たり 427 円
当該発行による 潜在株式数	2,518,200 株 (新株予約権 1個につき 100株) 第14回新株予約権 1,500,000 株 第15回新株予約権 577,000 株 第16回新株予約権 441,200 株 なお、第16回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額 の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、潜在 株式数は、441,200 株で一定です。

資金調達額	3,004,818,124円（差引手取概算額）
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>第14回新株予約権 当初行使価額 1,000円（固定）</p> <p>第15回新株予約権 当初行使価額 1,300円（固定）</p> <p>第16回新株予約権 当初行使価額 1,700円 下限行使価額 1,700円 上限行使価額はありません。</p> <p>第14回及び第15回新株予約権に関して、行使価額の修正は行われません。 第16回新株予約権に関して、行使価額は、割当日の翌取引日（2016年9月6日）以降、第16回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が1,700円（以下「下限行使価額」といい、第16回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回る事となる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
現時点における充当状況	現在行使された新株予約権はございません。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

以 上

別紙 自己株式の処分要項

(1) 処分株式数	185,278 株
(2) 処分価額	1 株につき 754 円
(3) 処分価額の総額	139,700,000 円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 払込期日	2017 年 4 月 20 日
(6) 処分後の自己株式数	368,941 株